

過去の指導事例（居住系サービス 資料 1）

1 人員について

基準省令第 212 条

第 1 項 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない

- ①同一法人内で複数の事業所、同一事業所内で複数の職種を兼務している従業員について、それぞれに従事している時間が不明確であった。このため、それぞれの勤務時間が明確になるよう、出勤簿等を用いて的確に管理すること。
- ②月ごとの勤務表作成にあたっては、(ア) 日々の勤務時間、(イ) 職種、(ウ) 常勤・非常勤の区別、(エ) 管理者との兼務関係 について記載すること。
- ③最低賃金を下回っている世話人や支援員が配置されていたが、このことは、事業所の従業員によってサービスを提供したことにはならない（ボランティアがサービスを提供したとみなされる）ため、労働関係法令に適合するように賃金を支払うこと。

2 運営について

基準省令第 213 条（第 9 条準用）

第 1 項 事業者は、利用申込者に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

第 2 項 事業者は、第 1 項の書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

- ①契約書及び重要事項説明書に、利用者から徴収する費用（食費や光熱水費など）を記載すること。その際には、支払い方法・期日等についても記載しておくこと。
- ②利用者に負担を求める費用は明確に定める必要があるため、雑費などの曖昧な名目の徴収は行わないこと。
- ③「障害者自立支援法」の文言をあらためること。

基準省令第 211 条の 3

第 1 項 事業者は、事業所ごとに次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

...

第九号 虐待の防止のための措置に関する事項

- ①運営規程に定める虐待防止のために講ずる措置を、規定通りに実施すること。

- ア 虐待防止のための責任者が設置されていなかった。
- イ 従業者全員に対する虐待防止の取り組みに関する研修が実施されていなかった。
- ウ 虐待防止のための研修について、実施した内容が記録されていなかった。

基準省令第 213 条（第 92 条準用）

第 1 項 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要などを掲示しなければならない。

①事業所の見やすい場所に、次の事項が掲示されていなかったので、掲示を行うこと

- ア 運営規程の概要
- イ 従業者の勤務の体制
- ウ 協力医療機関
- エ 利用申込者のサービスの選択に資する重要事項

基準省令第 213 条（第 57 条準用）

第 2 項 事業者は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービス提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。

基準省令第 213 条（第 58 条準用）

第 1 項 管理者は、サービス管理責任者にサービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第 2 項 サービス管理責任者は、計画の作成に当たっては、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題の把握（アセスメント）を行い、適切な支援内容の検討をしなければならない。

第 4 項 サービス管理責任者は、アセスメントに基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービス提供する上での留意事項を記載した計画原案を作成しなければならない。

第 5 項 サービス管理責任者は、サービス担当者会議を開催し、計画原案の内容について意見を求めるものとする。

第 8 項 サービス管理責任者は、計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、少なくとも 6 ヶ月に 1 回以上、計画の見直しを行うこと。

- ①アセスメントにおいて、利用者の希望する生活、利用者の置かれている環境や日常生活全般の状況、有する能力の把握を行い、課題を把握すること。
- ②個別支援計画のうち、（ア）利用者等の生活に対する意向、（イ）総合的な支援の方針、（ウ）課題、（エ）目標及び（オ）その達成時期、（カ）サービス提供する際の留意事項 のいずれかが不十分であったこと。
- ③個別支援計画には、行事や日課も記載すること。

- ④サービス担当者会議について、意見の有無や、原案に対する反映の結果なども記録しておくこと。
- ⑤モニタリングについては、定期的を実施すること（計画見直し時期（6ヶ月に一度）と同一視しないこと）。
- ⑥計画見直しの過程において、いかなる理由で計画の変更が必要なのか、あるいは計画を変更せず継続とするのか、理由を記録しておくこと。
- ⑦計画作成にあたっては、特定相談支援事業所が作成したサービス等利用計画を踏まえて作成すること。

基準省令第 213 条（第 70 条準用）

第 1 項 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

第 2 項 事業者は、非常災害に備えるために、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- ①立地条件を考慮し、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための具体的計画を策定すること。
- ②災害に関する情報（「避難準備情報発令」等の情報）の入手方法を定めること。特に停電等の場合も含め対策がとられていること。
- ③災害時の連絡先及び通信手段（自治体、家族、職員等）を定めること。
- ④避難を開始する時期や判断基準（「避難準備情報発令」時等）を定めること。
- ⑤避難場所（市が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）を定めること。
- ⑥避難経路（ルートを複数、所要時間等）を定めること。
- ⑦避難方法（利用者ごと（特性、車椅子、徒歩等）の避難方法等）を定めること。
- ⑧災害時の人員体制、指揮系統（参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）を定めること。
- ⑨非常災害時の関係機関への通報及び連絡・連携体制を整備すること。
- ⑩計画に定められたとおりの点検の実施及び備蓄品等が備えられていること。
- ⑪定期的に避難訓練等を実施し、その結果を記録し、評価・反省点・今後の課題などを明確にするなどして、対策に万全を期すること。
- ⑫定期的に行う避難訓練等については、日中帯での実施だけでなく、夜間の時間帯などの混乱が想定される状況にも対応できるよう、避難訓練を実施し、非常災害対策に万全を期すること。

基準省令第 210 条の 4

第 3 項 事業者は、共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

- 一 食材料費
- 二 家賃
- 三 光熱水費
- …

- ①利用者から支払を受けている食材料費、光熱水費及び暖房費について、実費相当額の徴収しか認められないが、当該費用の精算行為を行っていなかった。
このため、各費目ごとに精算し、実費相当額が徴収額を下回った場合は、利用者に対し返金すること。
- ②利用者から実際に徴収する費用と、運営規程や利用契約書上の利用料とが異なっていたこと。

3 報酬について

(1) 帰宅時支援加算の指導例

- ①加算算定に必要な個別支援計画への位置付けがされていなかった。
- ②同加算については、事業所が、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に算定できるが、支援の内容や家族等との連絡事項を把握できる記録がなかった。

(2) 夜間支援等体制加算の指導例

- ①夜間支援従事者が、勤務内容が実態として「夜勤」ではなく「宿直」であったのに、夜間支援体制加算（Ⅰ）を算定していたので、加算（Ⅱ）として算定しなおすこと。
- ②届出では、夜勤者の休憩時間が 1 時間となっているのに、実際の休憩時間が不明確であったので、雇用契約書などで勤務時間を明らかにすること。
- ③夜間支援等体制加算（Ⅰ）について、夜間支援の内容を個別支援計画に位置付ける必要があるの
で、それぞれの利用者に対する支援の程度に合わせて具体的に支援内容を記載すること。